

事 務 連 絡  
令和 6 年 2 月 29 日

各都道府県・市町村 障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課給付管理係

障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書（案）等の  
提示について（その 2）

障害保健福祉行政の推進については、平素より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書（案）等について、令和 6 年 1 月 31 日付事務連絡「障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書（案）等の提示について」（以下、「令和 6 年 1 月 31 日付事務連絡」という）にて、送付したところですが、以下のとおり資料の追加・修正を行いましたので送付します。

記

1. 令和 6 年 1 月 31 日付事務連絡より追加・修正する資料

- ・ 1-1 体制等状況一覧表（案） 【修正】
- ・ 1-2 体制等状況一覧表【見え消し】（案） 【修正】
- ・ 1-3 決定サービスごとの設定内容（案） 【修正】
- ・ 1-4 サービス提供実績記録票（記載例あり）（案） 【修正】
- ・ 1-5 障害福祉サービス 実績記録票（記載例なし）（案） 【修正】
- ・ 1-6 障害児支援 実績記録票（記載例なし）（案） 【修正なし】
- ・ 1-7 障害福祉サービス費等の報酬算定構造 【追加】  
（障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 令和 6 年 2 月 6 日付掲載資料）
- ・ 2-1 インタフェース仕様書 共通編 修正履歴 【修正】
- ・ 2-2 インタフェース仕様書（案） 共通編 【抜粋版】 【修正】
- ・ 3-1 インタフェース仕様書 都道府県編 修正履歴 【修正】
- ・ 3-2 インタフェース仕様書（案） 都道府県編 【抜粋版】 【修正】
- ・ 4-1 インタフェース仕様書 市町村編 修正履歴 【修正】
- ・ 4-2 インタフェース仕様書（案） 市町村編 【抜粋版】 【修正】
- ・ 5-1 インタフェース仕様書 事業所編 修正履歴 【修正】
- ・ 5-2 インタフェース仕様書（案） 事業所編 【抜粋版】 【修正】

※ 1-1～1-5 の修正箇所は、1-2～1-4 に青字で記載しております。

※ 2-1～5-2 の修正箇所は、別添資料「令和 6 年 1 月 31 日付事務連絡からのインタフェース仕様書（案）の修正箇所」をご確認ください。

## 2. インタフェース仕様書（案）の全文等の資料管理について

インタフェース仕様書（案）の全文、過去の事務連絡に添付した資料については、以下の厚生労働省ホームページを随時更新し、最新の資料を管理しておりますので適宜ご参照願います。

### 【掲載場所】

#### (1) . インタフェース仕様書（案）の全文の最新版の掲載箇所

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174643\\_00015.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174643_00015.html)

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害者自立支援給付支払等システム関係資料 > 障害者自立支援給付支払等システムに係るインタフェース仕様書（令和6年4月施行分）

#### (2) . 算定構造・サービスコード表等（過去に添付した資料）の最新版資料の掲載箇所

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html)

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害者自立支援給付支払等システム関係資料 > 報酬算定構造・サービスコード表等 > 報酬算定構造・サービスコード表等（令和6年4月施行分）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課給付管理係 TEL : 03-5253-1111（内線 3009） MAIL : syougaisystem@mhlw.go.jp
--

## 令和6年1月31日付事務連絡からのインタフェース仕様書(案)の修正箇所

## 【主な修正内容】

凡例 修正したファイル名称: ◆「ファイル名」

## ◆インタフェース仕様書(共通編)

## 【修正箇所】

16ページ

## 【修正内容】

項番8「決定サービスコード」の内容欄の記載について、以下の通り修正

## 【修正前】

240928:短期入所加算重度障害者支援加算(強度行動障害)対象者

## 【修正後】

240928:短期入所加算重度障害者支援加算(強度行動障害)対象者

## 【修正箇所】

23ページ

## 【修正内容】

項番19「人員配置区分」/生活介護」の内容欄の記載について、以下の通り修正

## 【修正前】

10:XI型(6:1 以上)

## 【修正後】

10:X I 型(6:1 以上)

## 【修正箇所】

34-1ページ

## 【修正内容】

項番18「定員区分(多機能型等定員区分(加算))」の注釈について、以下の通り修正

## 【修正前】

※11・・・多機能型定員区分について、以下「04:81 人以上」、「06:21 人以上 30 人以下」、「07:31 人以上 40 人以下」、「08:41 人以上 50 人以下」、「09:51 人以上 60 人以下」、「10:61 人以上 70 人以下」、「11:71 人以上 80 人以下」、「12:5 人以下」、「13:6 人以上 10 人」、「14:11 人以上 20 人以下」を設定する。

## 【修正後】

※11・・・多機能型等定員区分(加算)について、「04:81 人以上」、「06:21 人以上 30 人以下」、「07:31 人以上 40 人以下」、「08:41 人以上 50 人以下」、「09:51 人以上 60 人以下」、「10:61 人以上 70 人以下」、「11:71 人以上 80 人以下」、「12:5 人以下」、「13:6 人以上 10 人以下」、「14:11 人以上 20 人以下」を設定する。なお、「12:5 人以下」、「13:6 人以上 10 人以下」については、主として重症心身障害児者を通わせる事業所の場合のみ設定する。

【修正箇所】

41-2ページ

【修正内容】

項番1「決定サービスコード」の内容欄の記載について、以下を追加

240928:短期入所加算重度障害者支援加算(強度行動障害)対象者

【修正箇所】

41-2ページ

【修正内容】

項番4「定員区分(多機能型等定員区分(加算))/生活介護」の内容欄の記載について、以下の通り修正

【修正前】

01: 40人以下

【修正後】

01:21人以上 40人以下

◆インタフェース仕様書(都道府県編)

【修正箇所】

13-15、13-16、23-14、23-15ページ

【修正内容】

※17の注釈について、以下の通り修正

また、設定例として、多機能型事業所の場合の内容を変更、多機能型事業所(主として重症心身障害児者を通わせる事業所)の場合を追加

【修正前】

※17…

施設入所支援…夜勤職員配置体制加算

…

生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)…各サービス種類の単位毎の利用定員。

…

【修正後】

※17…

施設入所支援…夜勤職員配置体制加算、地域移行支援体制加算(サービス提供年月が令和6年4月以降の場合)

…

生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)…各サービス種類の単位毎の利用定員(生活介護において、主として重症心身障害児者を通わせる事業所の場合のみ、利用定員に応じて「12:5人以下」、または「13:6人以上10人以下」を設定する)。

【修正箇所】

14~14-5ページ

【修正内容】

【異動年月日の年月が令和6年4月以降の場合】の「人員配置区分」の記載について、以下の通り修正

【修正前】

[サービス種類/22:生活介護]

01 II型 02 III型 03 IV型 04 V型 05 VI型 06 VII型

07 VIII型 08 IX型 09 X型 10 XI型 11 I型

[サービス種類/33:共同生活援助]

01 III型 02 IV型 03 I型 04 II型 11 日中支援I型

12 日中支援II型 13 日中支援III型

【修正後】

[サービス種類/22:生活介護]

01 II型 02 III型 03 IV型 04 V型 05 VI型 06 VII型

07 VIII型 08 IX型 09 X型 10 XI型 11 I型

[サービス種類/33:共同生活援助]

01 6:1以上 02 10:1以上 03 旧I型 04 旧II型 11 旧日中支援I型

12 旧日中支援II型 13 5:1以上

【修正箇所】

73、74－13ページ

【修正内容】

項番29「職業指導員体制の有無」の備考欄に、※46を追加

【修正箇所】

75ページ

【修正内容】

【異動年月日の年月が令和6年4月以降の場合】サービス種類／61:児童発達支援及び63:放課後等デイサービスについて、延長支援加算の有無に○を追記

【修正箇所】

88、89－13ページ

【修正内容】

項番31「職業指導員体制の有無」の備考欄に、※46を追加

【修正箇所】

153－1ページ

【修正内容】

項番10「集計欄分類番号」の※3の注釈(【サービス提供年月が平成25年4月以降の場合】)について、サービス提供年月が令和6年3月以前の場合の旨の記載を以下加算に対して追加

(1)児童発達支援

①人工内耳装用児支援加算

(2)医療型障害児入所支援

③強度行動障害児特別支援加算(サービス提供年月が令和3年4月以降)

(3)障害児入所支援

③強度行動障害児特別支援加算

◆インタフェース仕様書(市町村編)

【修正箇所】

121-1ページ

【修正内容】

項番10「集計欄分類番号」の※3の注釈について、以下の通り修正

【修正前】

※3:【サービス提供年月が平成25年4月以降の場合】

1 : 2以外の情報は1を設定する。

2 : 同一サービス種類で単位数単価が異なる場合、2を設定する。具体的には単位数単価が10円以外の地域に所在する事業所において、児童移行者に対して下記サービスを行った場合となる。

...

【修正後】

※3:【サービス提供年月が平成25年4月以降の場合】

1 : 2以外の情報は1を設定する。

2 : 同一サービス種類で単位数単価が異なる場合、2を設定する。具体的には単位数単価が10円以外の地域に所在する事業所において、児童移行者に対して下記サービスを行った場合となる(サービス提供年月が令和6年3月以前の場合)。

...

【修正箇所】

129-5ページ

【修正内容】

※13及び※14の注釈について、以下の通り修正

【修正前】

※13: サービス提供年月が令和6年4月以降の場合、「支援計画会議実施加算」は「地域連携会議加算」と読み替えて使用する。

※14: サービス提供年月が令和6年4月以降の場合、「定着支援連携促進加算」は「地域連携会議加算」と読み替えて使用する。

【修正後】

※13: サービス提供年月が令和6年4月以降の場合、「支援計画会議実施加算」は「地域連携会議実施加算」と読み替えて使用する。

※14: サービス提供年月が令和6年4月以降の場合、「定着支援連携促進加算」は「地域連携会議実施加算」と読み替えて使用する。

【修正箇所】

131-3ページ

【修正内容】

項番90「支援計画会議実施加算」及び項番91「定着支援連携促進加算」の内容について、以下の通り修正

【修正前】

…

地域連携会議加算(Ⅰ)を算定する場合、1を設定

地域連携会議加算(Ⅱ)を算定する場合、2を設定

【修正後】

…

地域連携会議実施加算(Ⅰ)を算定する場合、1を設定

地域連携会議実施加算(Ⅱ)を算定する場合、2を設定

【修正箇所】

131-4

【修正内容】

項番110「退居後支援」の内容について、以下の通り修正

【修正前】

退居後のサービス利用を受けた場合、1を設定

【修正後】

退居後サービスを提供した場合、1を設定

【修正箇所】

131-4ページ

【修正内容】

項番111「自立生活支援加算(Ⅰ)」の内容について、以下の通り修正

【修正前】

…

自立生活支援加算(Ⅰ)(一定の条件を満たす場合)の算定要件を満たす支援を行った場合、2を設定

【修正後】

…

自立生活支援加算(Ⅰ)(居住支援法人と共同し、協議会等への課題報告を行った場合)の算定要件を満たす支援を行った場合、2を設定

【修正箇所】

131-6ページ

【修正内容】

※28及び※29の注釈について、以下の通り修正

【修正前】

※28: サービス提供年月が令和6年4月以降の場合、「支援計画会議実施加算」は「地域連携会議加算」と読み替えて使用する。

※29: サービス提供年月が令和6年4月以降の場合、「定着支援連携促進加算」は「地域連携会議加算」と読み替えて使用する。

【修正後】

※28: サービス提供年月が令和6年4月以降の場合、「支援計画会議実施加算」は「地域連携会議実施加算」と読み替えて使用する。

※29: サービス提供年月が令和6年4月以降の場合、「定着支援連携促進加算」は「地域連携会議実施加算」と読み替えて使用する。

【修正箇所】

162-20

【修正内容】

項番10「集計欄分類番号」の※3の注釈(【サービス提供年月が平成25年4月以降の場合】)について、サービス提供年月が令和6年3月以前の場合の旨の記載を以下加算に対して追加

(1) 児童発達支援

① 人工内耳装用児支援加算

(2) 医療型障害児入所支援

③ 強度行動障害児特別支援加算(サービス提供年月が令和3年4月以降)

(3) 障害児入所支援

③ 強度行動障害児特別支援加算

【修正箇所】

162-38ページ

【修正内容】

項番105「訪問支援員特別加算」の内容について、以下の通り修正

【修正前】

訪問支援員特別加算(5年以上10年未満)を算定する場合、1を設定

訪問支援員特別加算(10年以上)を算定する場合、2を設定

【修正後】

訪問支援員特別加算Ⅰを算定する場合、1を設定

訪問支援員特別加算Ⅱを算定する場合、2を設定

【修正箇所】

162-38ページ

【修正内容】

項番112「延長支援加算」の内容について、以下の通り修正

【修正前】

延長支援加算(30分以上1時間未満)を算定する場合、1を設定

...

【修正後】

延長支援加算(30分以上1時間未満、または1時間未満)を算定する場合、1を設定

...

◆インターフェース仕様書(事業所編)

【修正箇所】

21ページ

【修正内容】

②終了年月日の設定方法(サービス種類/31:共同生活介護、33:共同生活援助)について、[事務処理要領]欄及び[データ設定例]欄に、以下内容を追加

[事務処理要領]

サービス提供年月が令和6年4月以降、共同生活援助の介護サービス包括型、または外部サービス利用型の事業所において、退居後サービスを提供する場合、最後に退居後サービスを提供した年月日を記載する。

なお、翌月以降も退居後サービスの提供予定がある場合は、記載しない。

[データ設定例]

※ただし、令和6年4月以降、共同生活援助の介護サービス包括型、または外部サービス利用型の事業所において、退居後サービスを提供する場合、下記のようにデータを作成する。

① 令和6年4月5日に退居し、令和6年4月10日と15日に退居後サービスを提供する場合(翌月以降の退居後サービスの提供予定なし)

明細書の終了年月日：令和6年4月15日

② 令和6年4月5日に退居し、令和6年4月15日に退居後サービスを提供する場合(翌月以降も退居後サービスの提供予定あり)

明細書の終了年月日：設定無し

【修正箇所】

22ページ

【修正内容】

③利用日数の設定方法(サービス種類/35:自立生活援助)について、以下の通り修正

【修正前】

[事務処理要領]

居宅への訪問による支援を実施した日数を記載する。

[データ設定例]

(9)平成30年4月の明細書を作成する場合、下記のようにデータを作成する。

①居宅への訪問による支援を実施した日数を1日とカウントする。

【修正後】

[事務処理要領]

居宅への訪問等による支援を実施した日数を記載する。

[データ設定例]

(9)平成30年4月の明細書を作成する場合、下記のようにデータを作成する。

①居宅への訪問等による支援を実施した日数を1日とカウントする。

【修正箇所】

28-1ページ

【修正内容】

項番8「集計欄分類番号」の※1の注釈について、以下の通り修正

【修正前】

※1 【サービス提供年月が平成 25 年 4 月以降の場合】

1 : 2 以外の情報は 1 を設定する。

2 : 同一サービス種類で単位数単価が異なる場合、2 を設定する。具体的には単位数単価が 10 円以外の地域に所在する事業所において、児童移行者に対して下記サービスを行った場合となる。

...

【修正後】

※1 【サービス提供年月が平成 25 年 4 月以降の場合】

1 : 2 以外の情報は 1 を設定する。

2 : 同一サービス種類で単位数単価が異なる場合、2 を設定する。具体的には単位数単価が 10 円以外の地域に所在する事業所において、児童移行者に対して下記サービスを行った場合となる(サービス提供年月が令和 6 年 3 月以前の場合)。

...

【修正箇所】

50-5ページ

【修正内容】

※12及び※13の注釈について、以下の通り修正

【修正前】

※12 サービス提供年月が令和 6 年 4 月以降の場合、「支援計画会議実施加算」は「地域連携会議加算」と読み替えて使用する。

※13 サービス提供年月が令和 6 年 4 月以降の場合、「定着支援連携促進加算」は「地域連携会議加算」と読み替えて使用する。

【修正後】

※12 サービス提供年月が令和 6 年 4 月以降の場合、「支援計画会議実施加算」は「地域連携会議実施加算」と読み替えて使用する。

※13 サービス提供年月が令和 6 年 4 月以降の場合、「定着支援連携促進加算」は「地域連携会議実施加算」と読み替えて使用する。

【修正箇所】

56ページ

【修正内容】

項番89「支援計画会議実施加算」及び項番90「定着支援連携促進加算」の説明について、以下の通り修正

【修正前】

…

地域連携会議加算(Ⅰ)を算定する場合、1 を設定

地域連携会議加算(Ⅱ)を算定する場合、2 を設定

【修正後】

…

地域連携会議実施加算(Ⅰ)を算定する場合、1 を設定

地域連携会議実施加算(Ⅱ)を算定する場合、2 を設定

【修正箇所】

57ページ

【修正内容】

項番109「退居後支援」の説明について、以下の通り修正

【修正前】

退居後のサービス利用を受けた場合、1 を設定

【修正後】

退居後サービスを提供した場合、1 を設定

【修正箇所】

57ページ

【修正内容】

項番110「自立生活支援加算(Ⅰ)」の内容について、以下の通り修正

【修正前】

…

自立生活支援加算(Ⅰ)(一定の条件を満たす場合)の算定要件を満たす支援を行った場合、2 を設定

【修正後】

…

自立生活支援加算(Ⅰ)(居住支援法人と共同し、協議会等への課題報告を行った場合)の算定要件を満たす支援を行った場合、2 を設定

【修正箇所】

60ページ

【修正内容】

※28及び※29の注釈について、以下の通り修正

【修正前】

※28: サービス提供年月が令和6年4月以降の場合、「支援計画会議実施加算」は「地域連携会議加算」と読み替えて使用する。

※29: サービス提供年月が令和6年4月以降の場合、「定着支援連携促進加算」は「地域連携会議加算」と読み替えて使用する。

【修正後】

※28: サービス提供年月が令和6年4月以降の場合、「支援計画会議実施加算」は「地域連携会議実施加算」と読み替えて使用する。

※29: サービス提供年月が令和6年4月以降の場合、「定着支援連携促進加算」は「地域連携会議実施加算」と読み替えて使用する。

【修正箇所】

94-1ページ

【修正内容】

(25) サービス提供実績記録票設定例／⑨居住系／にNo3を追加

【修正箇所】

126、126-1ページ

【修正内容】

項番8「集計欄分類番号」の※1の注釈(【サービス提供年月が平成25年4月以降の場合】)について、サービス提供年月が令和6年3月以前の場合の旨の記載を以下加算に対して追加

(1) 児童発達支援

① 人工内耳装用児支援加算

(2) 医療型障害児入所支援

③ 強度行動障害児特別支援加算(サービス提供年月が令和3年4月以降)

(3) 障害児入所支援

③ 強度行動障害児特別支援加算

【修正箇所】

146-1ページ

【修正内容】

項番104「訪問支援員特別加算」の説明について、以下の通り修正

【修正前】

訪問支援員特別加算(5年以上10年未満)を算定する場合、1を設定

訪問支援員特別加算(10年以上)を算定する場合、2を設定

【修正後】

訪問支援員特別加算Ⅰを算定する場合、1を設定

訪問支援員特別加算Ⅱを算定する場合、2を設定

【修正箇所】

146-2ページ

【修正内容】

項番111「延長支援加算」の説明について、以下の通り修正

【修正前】

延長支援加算(30分以上1時間未満)を算定する場合、1を設定

...

【修正後】

延長支援加算(30分以上1時間未満、または1時間未満)を算定する場合、1を設定

...